〔 交付申請時の注意事項 〕

１．申請時の注意事項

○この補助金は、交付申請を受け、交付決定を受けた申請者様に対し、予算の範囲内で交付されるものです。

○補助金の申請には申請書のほかに必要な書類が複数あります。必要書類については申請書、または、補助要綱第６条に記載してあります。様式及び要綱等については市のホームページに掲載してあります。必要な書類が揃っていない申請はお受けすることができません。

○申請期限は令和７年９月３０日までです。追加募集を実施する場合は、追ってお知らせいたします（ともに、閉庁日にあたるときは、その日の直前の開庁日）。申請期限以降の申請は一切お受けすることができません。また、予算が上限に達し次第、募集を終了します。

２．申請内容の審査及び選定について

○ご提出いただいた申請書及びその他の書類の内容について、適正かつ妥当であるかの審査をします。申請内容に虚偽があった場合、申請の受付を取り消すことがあります。

○申請された補助金が予算の範囲を超える場合、交付対象者の選定を行います。選定については対象路線の延長や地域性などを考慮して選定します。

○交付決定された後、変更できる申請内容は、購入金額の減額など、軽微な変更のみとなります。やむなく変更申請する場合は、事前に建設部道路課までご連絡ください。

３．補助金の対象となる機械について

○補助金の交付は、購入金額全額を支払った上で除雪機械の配備が確認された後、事務手続きを経て交付されます。

４．その他の事項について

○本補助金についての詳細は要綱に記載されていますので、申請前に一読してください。要綱等はホームページからダウンロードできます。

○その他、ご不明な点がありましたら建設部道路課（TEL：0776-20-5560）総務係までご連絡ください。